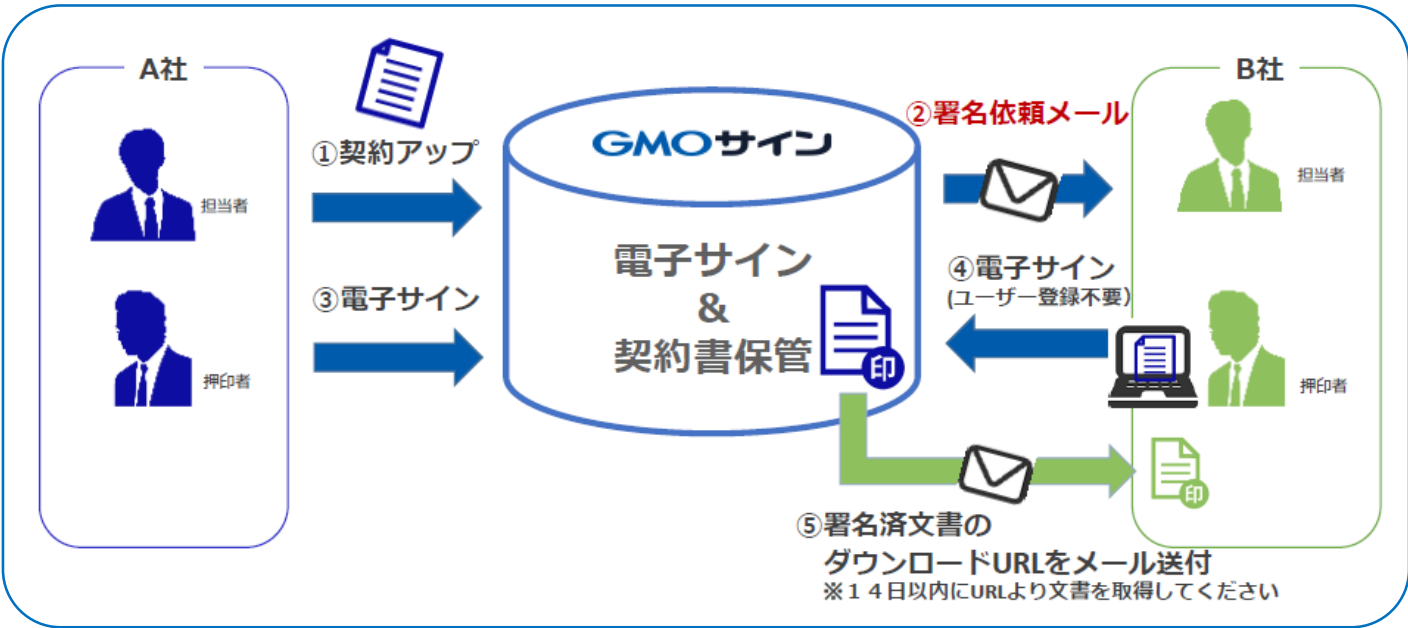


電子契約サービスとは

従来、「紙+押印」で締結していた契約書に代わり、「電子文書(PDF)+電子署名・サイン」で締結する契約です。



電子サインの流れ

01 Agreeから届いた署名依頼メール内の電子署名URLをクリックする

アドレス：noreply@gmo-agree.com
メール件名：

より

の署名依頼が届いています。



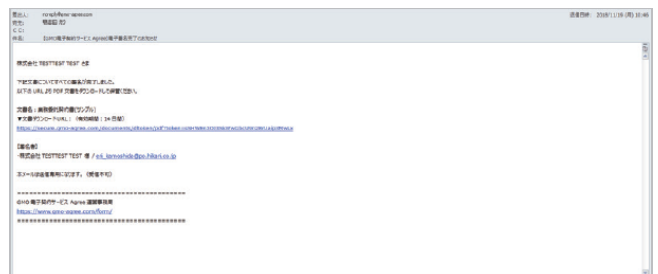
02 文書内容を確認し、文書上の「署名」ボタンをクリック



03 署名画像の種類を選択し「署名・押印」ボタンをクリック後、「確定」をクリック



04 すべての署名者の署名完了後、署名済のPDFファイルのダウンロードURLがメールで届く



Q&A


Q1 電子契約にも証拠力が認められますか？




作成者本人による電子署名がなされた電子契約については、押印した契約文書と同様に証拠力が認められます。

Q2 電子契約では印紙税を払わなくていいですか？

電子データにより作成される電子契約は、印紙税の課税対象外です。印紙税法第2条は、「文書には、…印紙税を課する。」と規定していますが、内閣総理大臣による答弁書の中で「文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない」(※電磁的記録＝電子データ)と回答されています。(内閣参質162第9号五について)


Q3 署名画像とはなんですか？

署名画像は署名後、文書内に入る画像となります。電子契約では目に見えない電子透かしが入るため、印影(署名画像)はあくまで見ため上のものとなります。相手方より特段の指定がない場合は、でも法的にも問題ありません。

<p>相手方からの指定がなく特に図柄にこだわらない場合</p> 	<p>印影画像などが手元にありその画像を使いたい場合</p> 	<p>印影画像などは手元にないがオリジナル画像を使いたい場合</p> 
---	--	--

Q4 アクセスコードとはなんですか？

無関係な第三者による文書の閲覧を防止するために、文書確認時にコード入力を求める機能です。アクセスコード入力画面(右図)が表示された場合、以下の操作手順に沿って入力が必要になります。


操作手順:①アクセスコードを入力
②  ボタンを押下

※アクセスコードがわからない場合：アクセスコードは送信元から別途案内されるため、署名依頼メールには記載されておりません。入力するアクセスコードがわからない場合は、送信元へご確認ください。



Q5 文書内に入力枠らしきものが表示されていたら、どのようにすればよいでしょうか？

文書内に追記入力するための入力枠(フリーテキストエリア)が設定されている場合があります。文書内に右図のような入力枠やダイアログが表示された場合は、入力枠に文字をご入力いただき、署名を行ってください

操作手順:①入力枠をクリックし必要情報を入力 (注)赤線の枠は必須入力です
②  ボタンを押下

※署名ボタンが押せない場合必須の入力枠(フリーテキストエリア)に何も文字が入力されていないと署名はおこなえません。文書内に赤線の入力枠がないかどうか、今一度ご確認ください。

